

平成29年度

第188回宮城県都市計画審議会議案書

平成29年12月

宮城県都市計画審議会

第188回宮城県都市計画審議会

日 時 平成29年12月21日（木）

午後1時30分から

場 所 宮城県行政庁舎

4階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第187回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議 案

議案第2348号ほか 2件

4 そ の 他

5 閉 会

目 次

1 報 告

第187回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について ……	3
-------------------------------	---

2 議 案

議案第2348号 石巻広域都市計画道路の変更について ……	4
-------------------------------	---

議案第2349号 特殊建築物の敷地の位置について ……	7
-----------------------------	---

議案第2350号 特殊建築物の敷地の位置について ……	11
-----------------------------	----

第187回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2345号	仙台市	仙塩広域都市計画下水道の変更について	平成29年11月10日 宮城県告示第1006号
宮城県	第2346号	白石市	特殊建築物の敷地の位置について	平成29年11月1日 建築許可第H29-3号
宮城県	第2347号	岩沼市	特殊建築物の敷地の位置について	平成29年11月15日 建築許可第H29-4号

石巻広域都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

石巻広域都市計画道路の変更（宮城県決定）

都市計画道路中 3・4・14号七窪蛇田線を次のように変更する。また、3・5・19号運河内海橋線を3・5・19号山下内海橋線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・14	七窪蛇田線	石巻市 山下町 二丁目	石巻市 蛇田字 新下沼	石巻市 中里 四丁目	約 2,720m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差4箇所 JR石巻線と立体交差2箇所 ・JR仙石線と立体交差1箇所	区域の変更 車線数の決定
	3・5・19	山下内海橋線	石巻市 山下町 一丁目	石巻市 八幡町 一丁目	石巻市 穀町	約 1,820m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差4箇所 幹線街路河南川尻線と立体交差	名称変更 起点位置変更 延長変更 区域の変更 (変更前) 名称:運河内海橋線 起点:石巻市大街道北四丁目 延長:3,370m 石巻臨港貨物線と立体交差1箇所 幹線街路河南川尻線と立体交差 幹線街路と平面交差6箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

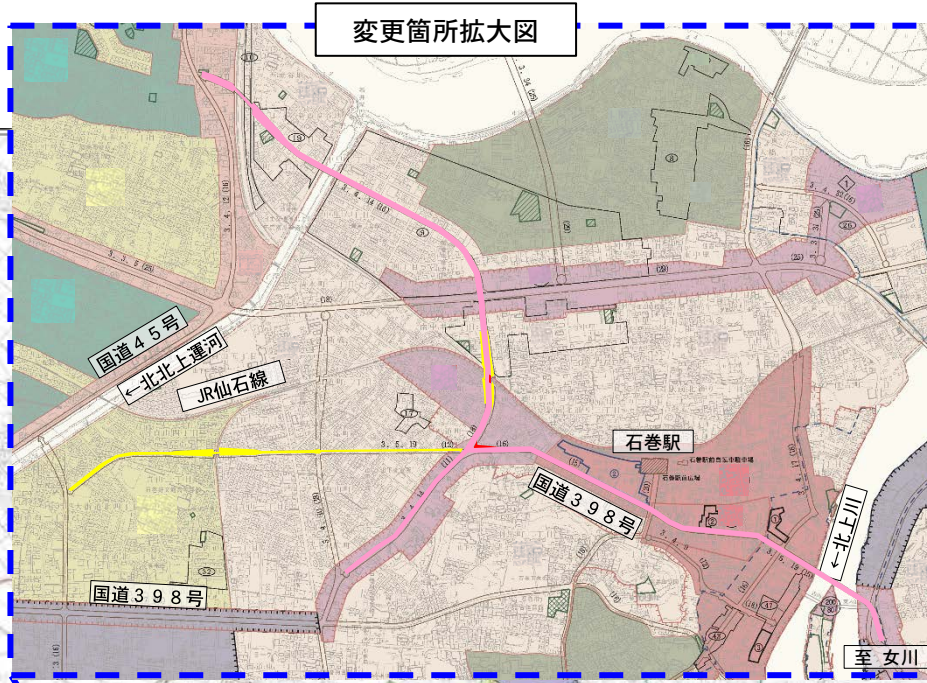
理由

石巻市では、東北地方太平洋沖地震及びその後発生した津波等により甚大な被害を受けたことから、平成23年12月に「石巻市震災復興基本計画」を策定している。計画においては、「災害に強い道路交通ネットワークの構築」を目指すこととしており、道路網の見直しを行い緊急輸送道路等を優先して整備を進めているところである。

今回、緊急輸送道路である3・4・14号七窪蛇田線について、3・5・19号運河内海橋線との交差部を現行の道路構造令に合わせるとともに、沿線地域の土地利用に配慮し、区域の変更を行い、あわせて車線の数を定めるものである。

また、3・5・19号運河内海橋線は、起点部から3・4・14号七窪蛇田線交差までを廃止し、名称、起点位置、延長及び区域の変更を行うものである。

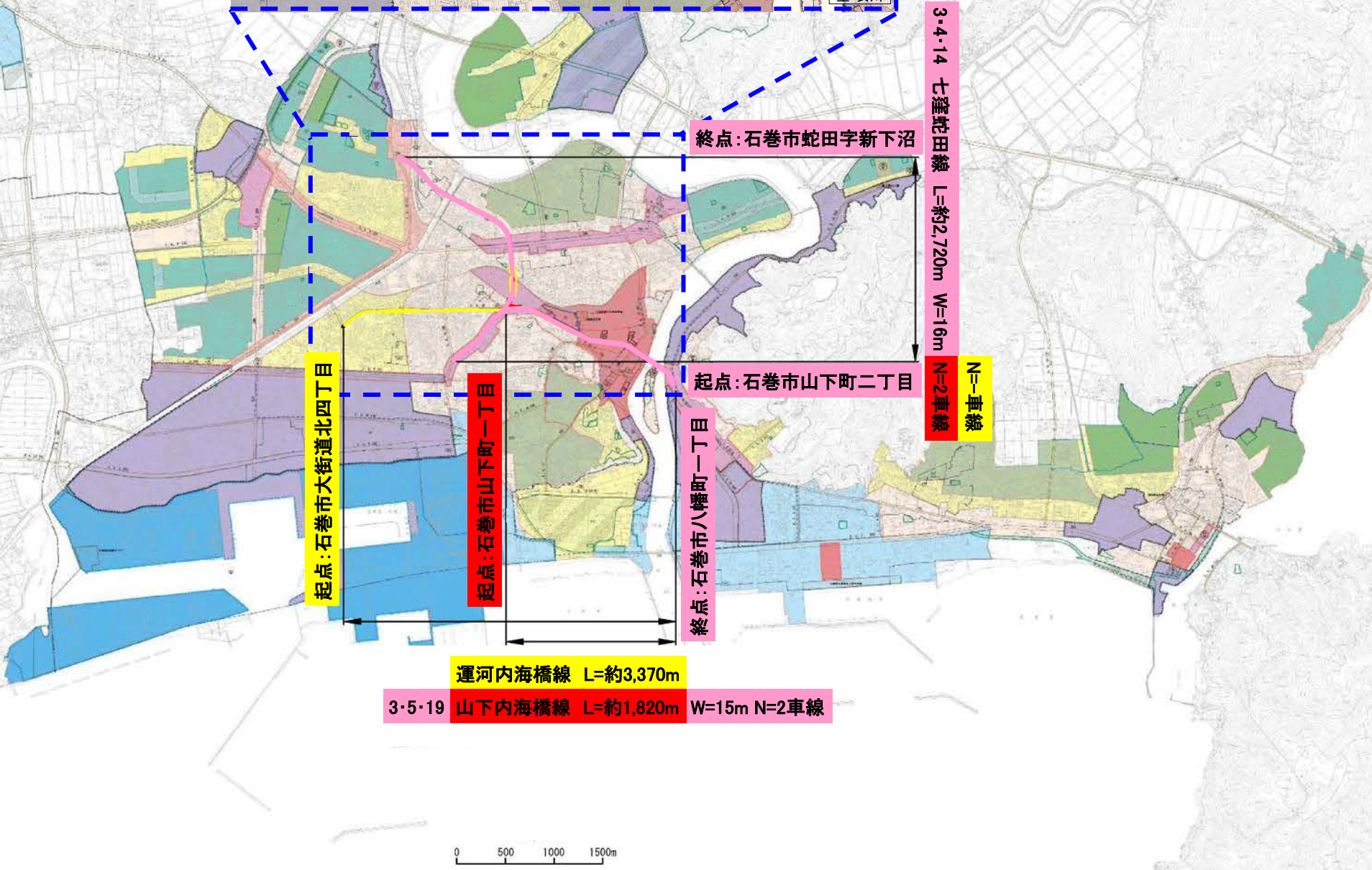
石巻広域都市計画道路 総括図



凡例

追加する区域	■
廃止する区域	■
既決定の区域	■

凡	例	凡	例
行政界	---	臨港地区	■
都市計画区域	■	特別用途地区	■
市街化区域	■	地区計画区域	■
第一種低層住居専用地域	■	都市計画道路	■
第二種低層住居専用地域	■	駅前広場（街路広場）	■
第一種中高層住居専用地域	■	都市計画駐車場	■
第二種中高層住居専用地域	■	都市計画公園	■
第一種住居地域	■	都市計画緑地	■
第二種住居地域	■	都市計画墓園	■
準住居地域	■	その他の都市公園等	■
近隣商業地域	■	特殊建築物	■
商業地域	■	土地区画整理事業区域	■
準工業地域	■	高度利用地区	■
工業地域	■	第一種市街地開発事業区域	■
工業専用地域	■	被災市街地復興推進地域	■
準防火地域	■	一団地の津波防災拠点市街地形成施設	■
		上段容積率	○
		下段建ぺい率	○



特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第51条第1項ただし書き

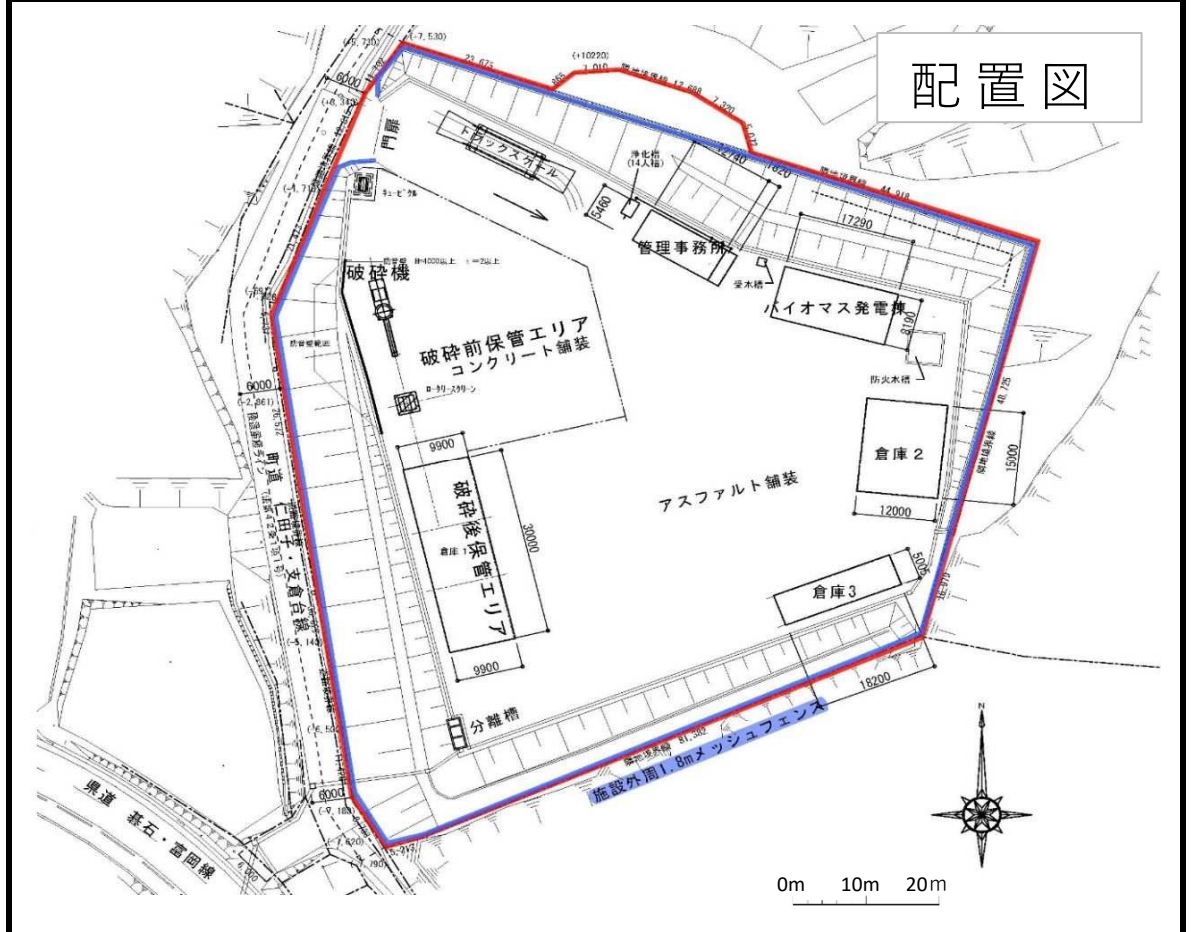
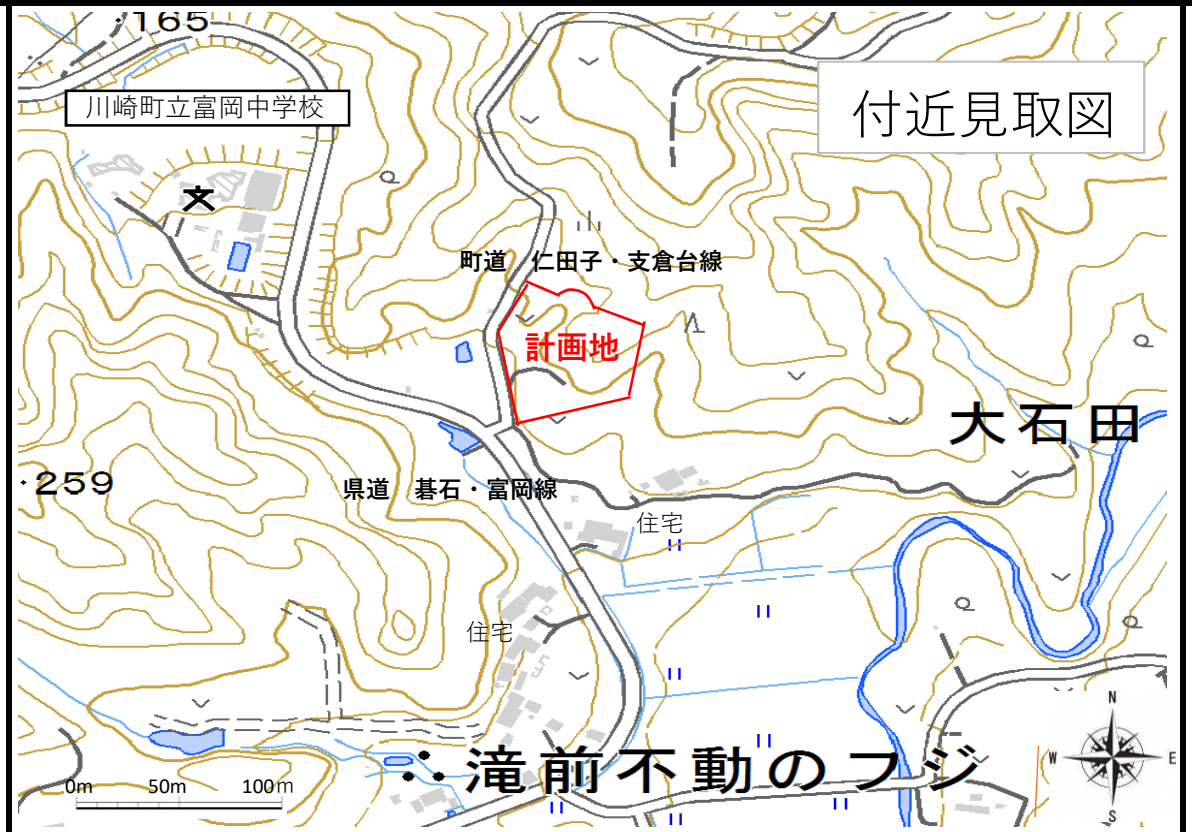
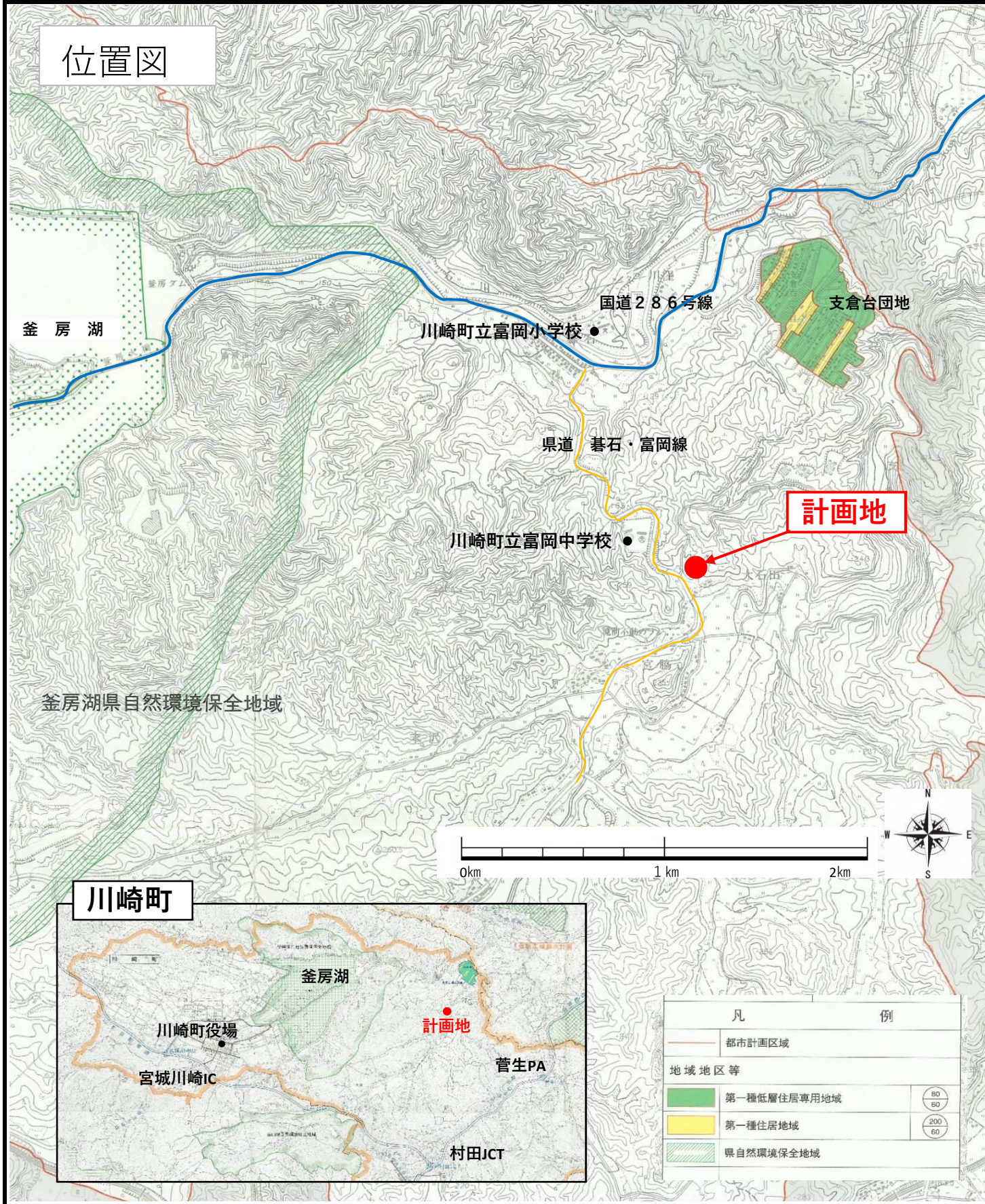
都市計画案：別紙のとおり

特殊建築物の敷地の位置について

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

施設名称		川崎リサイクルセンター				
建築主		刈田郡蔵王町大字円田字一戦場20番地 株式会社県南エコテック 代表取締役 丹野 将紀				
敷地	位置	柴田郡川崎町大字支倉字仁田子1番1の一部、2番、2番2				
	面積	9,908.86 m ²				
	用途地域	指定なし				
建築物	用途	産業廃棄物中間処理施設				
	工事種別等	新築				
	構造、規模等	① 倉庫棟	鉄骨造	平家建	延べ面積	297.00 m ²
		② 倉庫棟	鉄骨造	平家建	延べ面積	180.00 m ²
	③ 倉庫棟	鉄骨造	平家建	延べ面積	91.09 m ²	
	④ 管理事務所棟	木造	2階建	延べ面積	139.11 m ²	
	⑤ バイオマス発電棟					
		木造	平家建	延べ面積	141.60 m ²	
				計	848.80 m ²	
処理施設	処理内容及び処理能力	【産業廃棄物中間処理】 木くずの破砕：266.8t/日				
	処理方法	破砕機による破砕				



特殊建築物の敷地の位置について（川崎町）

建築基準法第51条の審査基準等チェックシート(処理施設)

申請者名: 株式会社県南エコテック

	条 件	判 定	備 考
立地場所	1 立地について総合計画等に基づく土地利用計画上支障ない旨の市町村長の意見が付されている	○適・否	
	2 用途地域は工業地域又は工業専用地域である	適/否	
	3 用途地域が準工業地域である場合、用途制限に適合する	適/否	
	4 白地地域(都市計画区域内で用途地域の指定のない区域)の場合		
	①概ね50戸以上の住宅が連担している集落から100m以上離れている	○適・否	
	②住居系の用途地域から100m以上離れている	○適・否	
	5 教育文化施設(学校、図書館等)から100m以上離れている	○適・否	
搬出入道路等	6 医療施設(病院等)から100m以上離れている	○適・否	
	7 社会福祉施設(養護老人ホーム等)から100m以上離れている	○適・否	
	8 主たる搬出入口は幅員6m以上の道路に面している (開発許可が必要な場合はその技術基準を満足している)	○適・否	
	9 主たる搬出入道路は通学路と重複しない (通学路と重複する場合は歩道等の設置等安全が確保されている)	○適・否	
産業廃棄物処理施設 生活環境影響調査項目 (廃掃法第15条第3項)	10 主な幹線道路からの搬出入経路は十分な幅員を有する (施設の規模、交通量に応じる)	○適・否	
	11 飛散防止対策をしている	○適・否	
	12 敷地境界における騒音・振動について基準値を下回っている	○適・否	
	13 水質汚濁防止対策をしている	適/否	
住民説明会	14 悪臭防止対策をしている	適/否	
	15 住民説明会を実施している(条例14条、要綱7条)	○適・否	

※「廃掃法」…産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

※「条例」…産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(宮城県条例第151号)

※「要綱」…産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(宮城県告示第365号)

特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第51条1項ただし書き

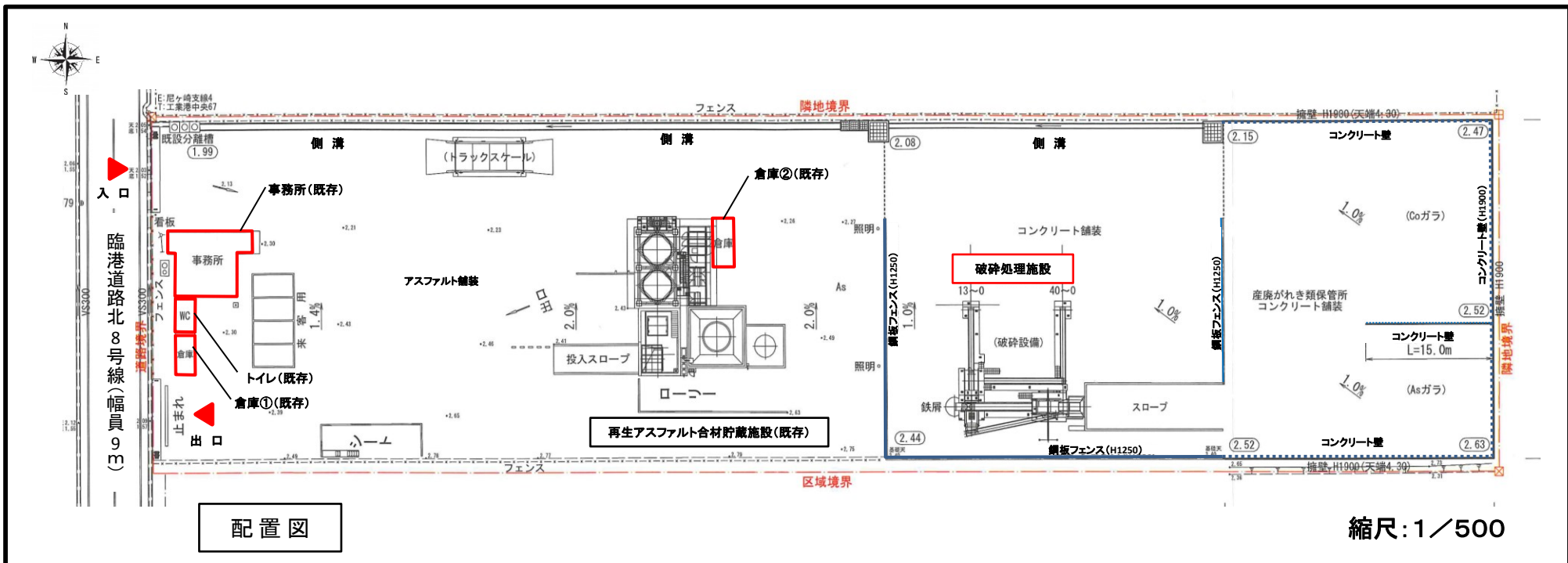
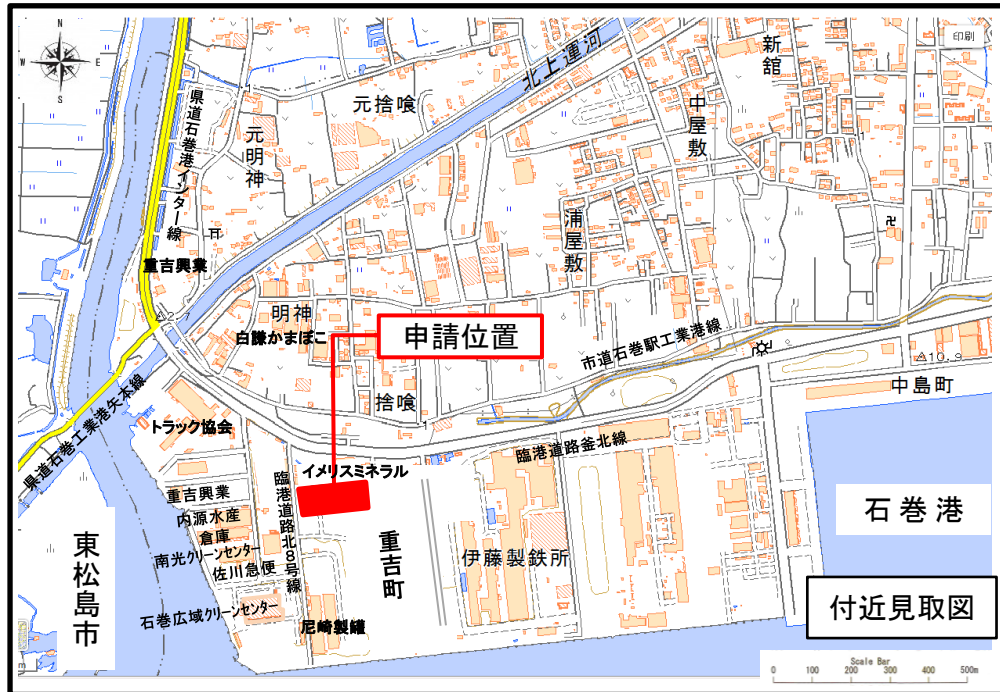
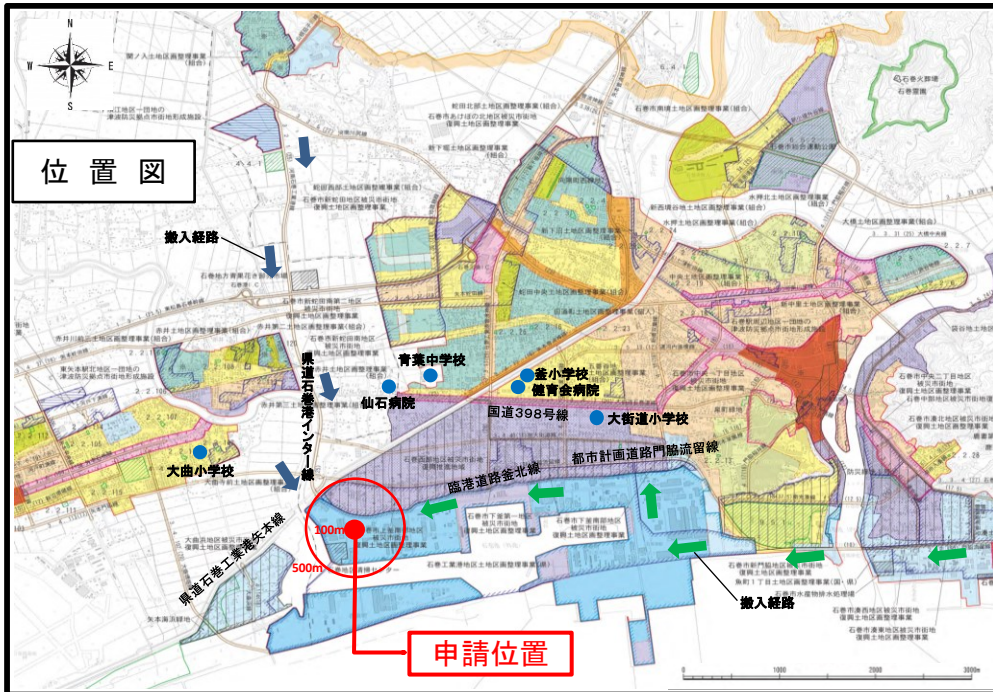
都市計画案：別紙のとおり

特殊建築物の敷地の位置について

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

施設名称		産業廃棄物処理施設
建築主		仙台市青葉区木町通一丁目4番3号 前田道路株式会社東北支店 支店長 戸崎 一範
敷地	位置	石巻市重吉町5番1の一部
	面積	6,400.03 m ²
	用途地域	工業専用地域、臨港地区
建築物	用途	産業廃棄物中間処理施設
	工事種別	用途変更
	構造、規模等	事務所 鉄骨造 平屋建 延べ面積 51.61 m ² (既存) トイレ 鉄骨造 平屋建 延べ面積 7.92 m ² (既存) 倉庫① 鉄骨造 平屋建 延べ面積 9.00 m ² (既存) 倉庫② 鉄骨造 平屋建 延べ面積 9.66 m ² (既存)
処理施設	処理内容及び処理能力	【産業廃棄物中間処理】 (5t/日を超える場合に許可が必要) がれき類 (コンクリート、アスファルト) の破砕 : 600 t/日
	処理方法	破砕機による破砕



特殊建築物の敷地の位置について

(石巻市)

建築基準法第51条の審査基準等チェックシート（処理施設）

申請者名 : 前田道路株式会社東北支店

	条 件	判 定	備 考
立地場所	1 立地について総合計画等に基づく土地利用計画に支障ない旨の市町村長の意見が付されている	適・否	
	2 用途地域は工業地域又は工業専用地域である	適・否	
	3 用途地域が準工業地域である場合、用途制限に適合する	適・否	
	4 白地地域（都市計画区域内で用途地域の指定のない区域）の場合	適・否	
	① 概ね50戸以上の住宅が連担している集落から100m以上離れている	適・否	
	② 住居系の用途地域から100m以上離れている。	適・否	
	5 教育文化施設（学校、図書館等）から100m以上離れている	適・否	
6 医療施設（病院等）から100m以上離れている	適・否		
7 社会福祉施設（養護老人ホーム等）から100m以上離れている	適・否		
搬入搬出道路等	8 主たる搬出入口は幅員6m以上の道路に面している (開発許可が必要な場合はその技術基準を満足している)	適・否	
	9 主たる搬入搬出道路は通学路と重複しない (通学路と重複する場合は歩道の設置等安全が確保されている)	適・否	
	10 主な幹線道路からの搬入搬出経路は十分な幅員を有する (施設の規模、交通量に応じる)	適・否	
産業廃棄物処理施設 生活環境衛生調査項目 (廃掃法第15第3項)	11 飛散防止対策をしている	適・否	
	12 敷地境界における騒音・振動について基準値を下回っている	適・否	
	13 水質汚濁防止対策をしている	適・否	
	14 悪臭防止対策をしている	適・否	
住民説明会	15 住民説明会を実施している（条例14条、要綱7条）	適・否	

※「廃掃法」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

※「条 例」・・・産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（宮城県条例第151号）

※「要 綱」・・・産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（宮城県告示第365号）